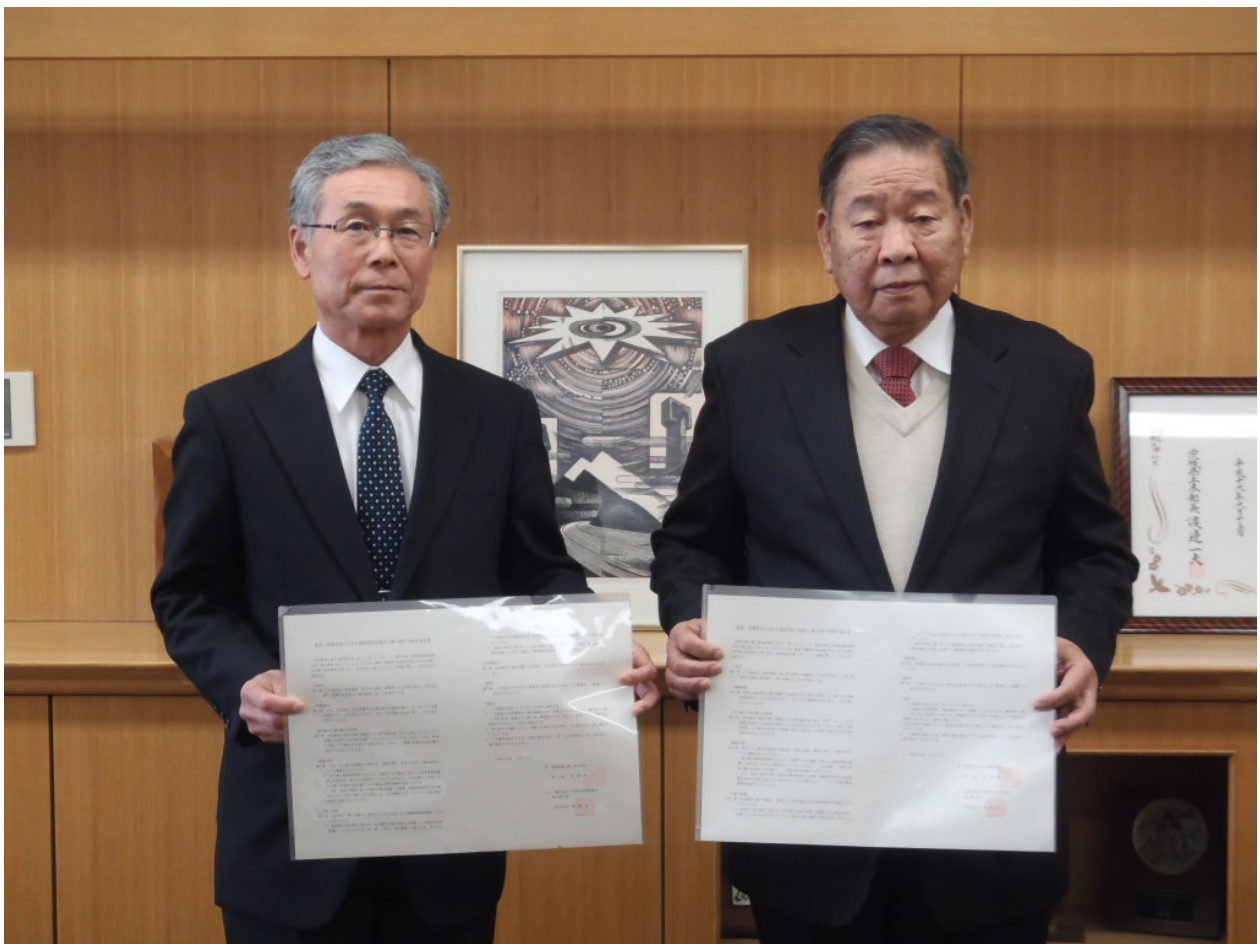


## 災害協定の締結について

平成26年3月26日（水）に茨城県竜ヶ崎工事事務所と一般社団法人茨城県建設業協会竜ヶ崎支部は、災害発生時の応急復旧工事に関する協定を締結しました。

- 茨城県と茨城県建設業協会が、昭和62年に締結した「地震災害公共土木施設等応急復旧工事に関する協定書」に基づき、竜ヶ崎工事事務所においても建設業協会竜ヶ崎支部と具体的な対応方法について「豪雨・地震災害公共土木施設等応急復旧工事に関する細目協定書」を締結しました。
- 先の東日本大震災での教訓を踏まえ、大きな地震が発生した際の初動対応が重要と考え、平成25年に、震度6弱以上の地震発生時には、建設業協会竜ヶ崎支部は竜ヶ崎工事事務所からの協力要請を待たずに自動出動し、緊急点検や緊急措置にあたることにしましたが、今回の協定締結は、昨今の首都直下型地震等の発生が懸念されている状況を踏まえ、県下統一により迅速かつ充実した対応を行うため、建設業協会竜ヶ崎支部の自動出動の要件を、「震度5強以上」に見直したものです。



茨城県竜ヶ崎工事事務所 高野所長（左）と（一社）茨城県建設業協会竜ヶ崎支部 篠崎支部長代行（右）

※平成26年3月26日撮影